



1月14日付
申1号

「障害休暇」及び「り災休暇」の適用を要求！

雪害による新潟支社管内の在来線全面運休を始め、公共交通機関の運休等により出勤の意思があるにも関わらず、出勤できない事象が多発しています。就業規則第77条（有給休暇）には、交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合には「障害休暇」が認められており、障害休暇が適用されるべきと考えます。また、上中越地方及び小国地域に災害救助法が発動され、社員が居住する家屋に崩壊等り災のおそれがあることから、家屋の雪下ろし等で出勤できない社員が発生しており、就業規則第77条（有給休暇）により「り災休暇」が適用されるべきです。

いずれの場合も現場管理者は判断できず、社員の出勤できない申し出に対して年休の選択を迫られている実態に不満の声が地本に寄せられています。

地本は申1号を新潟支社に緊急申し入れし、早急に「障害休暇」及び「り災休暇」の適用を強く要求しました。

■ 申1号 申し入れ項目 ■

1. 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合又は災害発生による交通しや断により出勤できなかった全ての社員に「障害休暇」を適用すること。
2. 雪害により災害救助法が発動された区域内に居住する社員で、家屋の崩壊等り災のおそれから出勤できなかった全ての社員に「り災休暇」を適用すること。



記録的な豪雪に柔軟かつ早急な対応を実現しよう！